

保護者・地域の皆様へ いじめに関するQ&A

Q1 今の「いじめ」の定義や、捉え方を教えてください。

- いじめの定義は、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。
- 個々の行為や言葉等が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。神奈川県では、法の定義や国の基本方針に基づいて、学校の内外を問わず、児童・生徒本人がいじめと感じたものはすべて、いじめとして捉えます。
- そのため、例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童・生徒に心身の苦痛を感じさせてしまうといった場合でも、いじめ防止対策推進法が定義するいじめと捉える必要があります。

Q2 いじめの件数が多い学校は、心配な学校ということですか。

- 一概にそうとは言えません。その学校の教職員が、一見小さなことでも見逃さず、見過ごさずにいじめと認知して、対応や指導を行うことができた結果と捉えることができるからです。
- いじめの件数は、平成18年度から「発生件数」ではなく「認知件数」と表現することとなりました。その理由は、そもそもいじめという行為は大人の目には見えにくく、教職員が認知できた件数は、あくまで発生した件数の一部に過ぎないという考え方によるものです。

Q3 家庭や地域では、どのように学校と協力して取り組めるでしょうか。

- 学校では、それぞれ「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・対応・解決に向けた組織的・計画的な取り組みを実施しています。PTAや地域においても、日頃から、いじめ防止についての学校の考えを聴く、話し合うなどの場を設けていただくようお願いします。
- 保護者や地域の皆様が参観される運動会や文化祭など、学校の教育活動には、子どもたちが互いの持ち味を活かしながら協力して創り上げるといった、いじめの未然防止につながる大切な要素が多く含まれています。子どもたちの頑張りや強みを捉え、励ましの声をかけていただくようお願いします。
- 学校の教育活動には、保護者や地域の皆様の手助けを必要とするものが多くあります。また、地域の行事に子どもの出番と役割を設けるなど、子どもたちが多くの大人と触れ合えるようお願いします。

いじめ問題は、社会全体で考え取り組むべき、大人全員の課題です

東日本大震災に係るいじめ問題を受け、文部科学省から次のようなメッセージが出されています。

「子供たちは、親や地域の大人の言動を見ています。被災児童生徒へのいじめの背景の一つには、避難されている方々への誤解や、被災地の状況や放射線に関する理解不足からくる、大人の配慮に欠ける言動があるとも考えられます。まずは大人である私達が、被災された方々、故郷を離れて生活をされている方々の思いを理解するとともに、科学的に思考し情報を正しく理解することが必要です。」

平成25年3月発行
平成29年5月改訂

◆ 問合せ先 ◆
神奈川県教育委員会 教育局 支援部 子ども教育支援課
電話 045 (210) 8292

保護者・地域の皆様へ

東日本大震災に係る児童・生徒のいじめ問題を受け、学校、家庭、地域におけるいじめ防止の取り組みを一層進めることを目的として、平成29年2月、県教育委員会及び県内33市町村教育委員会の教育長が「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」を取りまとめました。

県教育委員会では、これを踏まえ、保護者や地域の皆様に、いじめ防止への理解をより深めていただけるよう、このリーフレットを改訂しました。

学校、家庭、地域の協働で、子どもたちを守り、育てましょう

すべてのいじめを見逃さない、見過ごさない

いじめは、

受けた子どもの人権を著しく侵害し、尊厳を損なう、絶対に許されない行為です

どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです

誰もが、いじめる側、いじめられる側になりうるものです

大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです

その行為や様態により、犯罪行為に当たることもあります

神奈川県いじめ防止基本方針（平成26年4月）より

いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項

県・市町村の教育委員会、各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの未然防止や、早期の発見、適切な対応に努めてきたところです。

今回、本県で発生した、東日本大震災で被災した児童・生徒に対するいじめ問題を踏まえ、県・市町村の教育長は、各教育委員会及び学校におけるいじめ防止対策を一層推進するために、次の事項を申し合わせます。

- 1 教育委員会職員及び学校教職員一人ひとりが、いじめ防止対策推進法及びいじめ防止基本方針に基づく適切な対応を改めて徹底する取り組みを進めます。
- 2 いじめ防止について、児童・生徒が積極的に関わる取り組みを進めます。
- 3 保護者や地域住民に、いじめの定義を周知するなど、いじめ防止への理解を促進する取り組みを進めます。
- 4 被災児童・生徒について、見守りや実態把握に努めるとともに、心のケアなど必要な支援に取り組みます。
- 5 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、児童・生徒が理解を深め、考えることができるよう取り組みます。

平成29年2月9日
神奈川県教育委員会教育長
神奈川県各市町村教育委員会教育長

いじめを起こさない！ (未然防止)

いじめを見逃さない！ (早期発見)

いじめを解決する！ (早期対応・早期解決)

居場所や活躍の場がある学校、家庭、地域に！

子どものささいな変化に気づく心を！

解決と成長に向けたチーム対応を！

学校では

いじめが起きにくい学校に

- ◎皆に居場所がある…心から落ち着ける場
- ◎子ども同士の絆が強い…一人ひとりに活躍の場
- ◎いのちを大切にする心や他者を思いやる気持ち
- ◎多様な考え方や感じ方を認め合える雰囲気
- ◎子どもたちが主体的に考え取り組む機会



アンケートや教育相談等による把握

いじめが疑われたら

- ◎複数の教職員による情報共有
- ◎より注意深い観察
- ◎気になる子どもへの声かけ
- ◎関係しそうな子どもからの聴き取り など

いじめが起きてしまったら

- ◎適切かつ迅速な対応 チームでの組織的な対応
- ◎教育委員会など関係機関と連携した対応
- ◎いじめた側、受けた側、双方の保護者との連携・協働

いじめを受けた…

- ◎子どもの安全と安心を確保することを最優先する
- ◎子どもの気持ちに寄り添いながら、解決に向け、保護者と学校とが力を合わせる

解決の後も、継続して見守っていくことが大切です

まさかうちの子がいじめを…

- ◎「うちの子に限って」と決め付けず、事実を聴き取る
 - ◎「なぜしてしまったのか」子どもの気持ちは受け止めるも、その行為をはっきり否定する
→「△△したことに腹が立ったのだね。でも、あなたがした行為は、間違っています。」
 - ◎「どうすればよいか、どうしていくか」を共に考える
→「〇〇さんは傷ついている。どう接していけばいいと思う？」
→「あなたには、こんなにいいところがあるのだから、これから△△をがんばっていきましょう。」
- 「いじめという行為は絶対に許されない」ことを伝え、問題解決をとあして、大切なことを共に考えていくことで、成長につなげましょう**

家庭では

子どもと対話がとても大切

- ◎顔を見ながらの対話 気持ちを言葉で表現
「今日学校どうだった？」 「それは、うれしいね、楽しかったね、ドキドキするね、ちょっと悲しいね、寂しかったね、腹が立つね…」
「心配なことがあったら何でも言ってね。」
- ◎いじめ問題についても話題にしましょう

子どもを認めていますか？

- ◎いのちを大切にする心や他者を思いやる気持ちを育むには、まずは認めることから
- ◎子どもなりの意欲やがんばりを大切に

あなたがいて助かる、いないと困る
ありがとう
がんばっていること知っているよ

「いじめられているかもしれない…」

「心配している」メッセージを伝える

「元気がないね」
「何か心配なことがあるの？」
「気がかりなことでもあるの？」

- × 子どもが話しづらくなってしまいます
「いじめを受けているの!？」と問い詰める
「あなたにも悪いところがあるからだ」
「何でそう思うの。勘違いじゃない？ 気にしすぎだ!」

感情を受け止め、ことばで伝える

「よく話してくれたね」
「それはつらかったね」「悔しいね」

「あなたを守る」「あなたの味方だよ」

地域の行事に子どもと参加しましょう
参加した子どもと触れ合いましょう

地域では

子どもへの声かけは大きな力

- ◎皆様の一声は、子どもにとって自分の居場所を感じることのできる、大きな力となっています。
- ①おはよう。おかえり。
- ②〇〇さん、おはよう。(名前を入れる)
- ③〇〇さん、おはよう。今日も元気だね。(あいさつ + ひとこと)

あいさつ 3ステップ

子どもの見守りを！

- ◎登下校や放課後の子どもたちの様子を見守ってください。
- 「みんなのカバンを持っているけど…」
- 「仲間はずれにされているようだ…」
- 「一人の子にひどい言葉を浴びせている…」

心配な場面を見かけたら学校、家庭に連絡を！

地域で守る！

- ◎「どうしたの」「大丈夫？」この一言が子どもを救うことがあります。
- ◎学校・家庭への連絡が、早期の解決につながります。

【例】「3時半ごろ〇〇公園で、青いジャージを着た男の子が、3人の友人らしき子たちから蹴られ、かなり嫌そうな顔をしていました。心配です。」